

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅（67ページ参照）であり、その家屋の新築に係る契約を平成30年9月3日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。

この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注1）を適用し暦年課税により申告します。なお、父は直系尊属ですので、「特例税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

また、私は、父（札幌太郎）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

（注）1 特例の概要については66ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については43ページ及び44ページのA-1を参照してください。

2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

札幌中 税務署長 平成30年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) F D 4 7 2 7  
31年2月22日提出

提出用 住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号  
フリガナ サツポロシロウ  
氏名 札幌 史郎  
個人番号又は法人番号  
生年月日 3 5 0 . 0 8 . 0 8 職業 会社員

税務署整理欄(記入しないでください)  
整理番号  
補完  
申告書提出年月日  
災害等延長年月日  
出国年月日  
死亡年月日  
名簿  
財産細目コード  
短期処理  
訂正作業  
確認  
修正  
枚数

第一表 (平成30年分以降用) 住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。

特例税率の適用を受けるための左記の贈与者との関係を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

i 特例税率  
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
住所 札幌市中央区△△条△丁目×番×号  
フリガナ サツポロ太郎  
氏名 札幌 太郎  
続柄 父  
生年月日  
申告書第一表の二のとおりに記入してください。

ii 一般税率  
住所  
フリガナ  
氏名  
続柄  
生年月日  
申告書第一表の三のとおりに記入してください。

I 暦年課税分  
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 3000000  
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②  
配偶者控除額(有の事実該当する場合は、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (最高2000万円) ③

III 合計欄  
暦年課税分の課税価格の合計額(①)+(②-③) ④ 3000000  
基礎控除額 ⑤ 1100000  
⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥ 1900000  
⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算) ⑦ 190000  
外国税額の控除額 ⑧  
医療法人持分税額控除額 ⑨  
差引税額(⑦-(⑧-⑨)) ⑩ 190000  
相対精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪  
相対精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額(①)+(②+③) ⑬ 3000000  
差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) ⑭ 190000  
農地等納税猶予税額 ⑮  
株式等納税猶予税額 ⑯  
特例株式等納税猶予税額 ⑰  
医療法人持分納税猶予税額 ⑱  
申告期限までに納付すべき税額(⑭)-(⑮)-(⑯)-(⑰)-(⑱) ⑲ 190000  
この申告書が修正申告書である場合  
差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 ⑳  
申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉑

作成 税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号  
税理士法第30条の書面提出有  
税理士法第33条の2の書面提出有  
通信日付印  
確認者印  
(資5-10-1-1-A4統一)(平30.10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。(注)㉑又は㉒が0の場合には「I 暦年課税分」に記入する必要はありません。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、95、96ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 4

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は(注2)を参照してください。

提出用

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	平成30年07月18日	
フリガナ サッポロ タロウ		住宅取得等資金の金額 15000000	
氏名 札幌 太郎	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 祖母 5 上記以外	平成 年 月 日	
生年月日 320.05.10			
住宅取得等資金の合計額	③1	15000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所		平成 年 月 日	
フリガナ		住宅取得等資金の金額	
氏名	続柄	平成 年 月 日	
生年月日			
住宅取得等資金の合計額	③2		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2)	平成30年09月03日	③3 12000000
	新築・取得・増改築等に係る契約年月日		③4
	平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)		③5 12000000
	住宅資金非課税限度額の残額(③3-③4)		③7 12000000
	③1のうち非課税の適用を受ける金額		③8
	③2のうち非課税の適用を受ける金額		③9 12000000
	非課税の適用を受ける金額の合計額(③7+③8)		④0 3000000
	③1のうち課税価格に算入される金額(③1-③7)		④1
	③2のうち課税価格に算入される金額(③2-③8)		

第一表の二(平成30年分用)第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	31・2・22	提出した税務署	札幌中 税務署
----------------------------	---------	---------	---------

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成31年3月15日
種類	省エネ等住宅(※) 1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅 1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(③4)欄への記入は不要です。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平30.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例5